

副

宅地造成に関する工事の変更許可通知書

※許可通知欄

変更許可番号 指令住開指 第1- 号の
令和 年 月 日

名古屋市長

印

この申請書及び併せて提出していただく図書に記載の宅地造成に関する工事については、下記の条件を付けて許可しましたので通知します。

条件

1 宅地の所在及び地番

2 宅地の面積

平方メートル

(1) 切土又は盛土をする土地の面積

平方メートル

(2) 切土又は盛土の土量

切土

立方メートル

盛土

立方メートル

3

工

事

の

概

要

番号

構造

高さ(見かけ)メートル

延長メートル

(3) 擁

壁

番号

種類

内のり寸法

センチメートル

延長メートル

(4) 排水施設

(5) がけ面の保護の方法

(6) 工事中の危害防止のための措置

(7) その他の措置

(8) 工程の概要

4 宅地造成に関する工事の許可番号

年 月 日 指令住開指 第1- 号

5 変更の理由

6 その他必要な事項

注1 ※印のある欄は記入しないでください。

2 1欄、2欄及び3欄は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。

3 6欄は、宅地造成に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を必要とする場合にのみ、その許可、認可等の状況の状況を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

- この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内にかぎり、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、名古屋市長に対して異議申立てをすることができます。
- この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日(異議申立てをしたときは、決定があったことを知った日)から6箇月を経過するまでは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、名古屋市長を被告として(名古屋市長が被告の代表者となります。)処分の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日(異議申立てをしたときは、決定の日)から1年を経過したときは、提起することができません。